

## 山梨県立フラワーセンターの指定管理者の候補者について

山梨県立フラワーセンターの指定管理者の候補者については、農政部指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立フラワーセンター
2 指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
3 応募団体	(株)ハイジの村
4 指定管理者の候補者	名称：(株)ハイジの村 住所：北杜市明野町浅尾2471
5 候補者の選定理由等	<p>指定管理者の候補者からの提案は、県の運営方針と合致し、収支計画が業務内容を把握して作られている点及び事業計画書の内容がフラワーセンターの効用を発揮することができる点を評価した。</p> <p>また、安定的な管理運営に必要な人的能力及び経理的基礎を有し、県の費用負担はなく、事業計画に沿った安定的な運営が見込まれる点を評価した。</p>
6 採点結果及び提案価格	別紙のとおり
7 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：磯部公認会計士事務所代表 磯部 芳彦 委員：東海大学海洋学部教授 秋山 信彦 委員：(社)日本草地畜産種子協会常務理事 金谷 勉 委員：関東学院大学非常勤講師 肥土 邦彦 委員：山梨県農政部次長 笹本 英一</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成20年6月5日 概要 対象施設及びスケジュールの確認、審査基準の検討</p> <p>第2回：平成20年6月9日 概要 対象施設の現地説明</p> <p>第3回：平成20年9月18日 概要 応募団体ヒアリング、企画提案審査</p> <p>第4回：平成20年10月16日 概要 指定管理者の候補者の選定及び選定結果報告書作成</p>

## 採点結果

選定基準及び審査項目	配点	候補者 (株)ハイジの村
フラワーセンターの管理運営の方針等が妥当なものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針は、県の運営方針と合致し、求めている内容が事業計画書で提案されているか (県の運営方針が十分に理解されているか)</li> <li>・ 収支計画は、業務内容をよく把握して作られているか (業務内容と収支計画の整合性)</li> <li>・ 5年間の指定期間全体において、収支計画に基づく事業運営が確実にできる事業内容であるか</li> </ul>	20	13.00
事業計画の内容が、フラワーセンターの効用を発揮することができるものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用方法、集客や広報宣伝等の手法は具体的で効果的であるか</li> <li>・ 休園日や開園時間、利用料金の考え方は、利用者へのサービス向上につながるか</li> <li>・ 利用者へのサービスや効率的な管理運営に結びつくレストランや売店の運営が考えられているか</li> <li>・ 植栽の考え方や植栽計画は、実施基準を満たし、利用者の増加につながる創意工夫ある計画であるか</li> <li>・ 講習会や催しの考え方や計画は、実施基準を満たし、利用者の増加やサービスの向上につながる計画であるか</li> <li>・ その他知事が必要と認める業務の考え方や計画は、実施基準を満たし、利用者の利便性の向上につながる計画であるか</li> <li>・ 利用者や近隣住民等からの苦情やトラブルへの対応方法は適切か</li> </ul>	45	25.25
事業計画の内容が、フラワーセンターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設・設備器具、花壇等の維持管理の考え方や方法は、適正かつ効率的であるか</li> <li>・ 利用者の安全に配慮した管理方法となっているか</li> <li>・ 類似施設での施設管理や植栽管理業務の実績は十分にあるか</li> </ul>	15	9.00
事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画が実現できる適正かつ機能的な組織構成となっているか</li> <li>・ 個人情報等情報の取り扱いについては適正か</li> <li>・ 法人・団体の財務状況は健全であるか、また、金融機関、出資者等の支援体制は十分であるか</li> </ul>	20	16.00
合 計	100	63.25

提案価格(5カ年の平均)

指定管理者の候補者 (株)ハイジの村 0円

選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。